

1. はじめに

(1) 計画策定の趣旨

本市は、マイカー利用を抑制し、公共交通や自転車の利用促進により、交通渋滞や排出ガスの抑制を図るため、平成19年度に「盛岡市総合交通計画」を策定するとともに、平成20年度に「盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例」（以下、「盛岡市自転車条例」という。）を制定しました。

この条例では、自転車の安全利用と利用促進について、各機関が担う役割を明らかにし、本市は、自転車走行空間の整備や自転車駐車場の整備のほか、自転車の安全利用の啓発活動等を行うこととしています。

また、平成27年度には、国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」及び平成21年度策定の「自転車走行空間整備計画」を踏まえ、自転車走行空間の整備を推進していくための指針として、安全で快適な自転車走行空間のネットワーク形成を図ることを目的に「盛岡市自転車ネットワーク計画」を策定しています。

しかし、依然として本市における自動車への依存度は高く、移動手段としての自転車利用にとどまらず、観光、健康づくり等、多様な視点から自転車の利用を推進し、定着させていく必要があります。

このような中、国においては、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする自転車活用推進法が平成29年に施行されており、市町村は国や県の計画を踏まえながら、区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を策定するよう努めることとされています。

よって、本計画は、自転車の活用を推進するため、「自転車が誰でも安全で快適に利用できる交通手段として暮らしに定着すること」を目指すとともに、盛岡市における自転車政策の方向性及び国・県の自転車活用推進計画の基本的な考え方を踏まえた施策を定め、実施していくために策定するものです。